

No.	問	答	備考
1	地方公会計とは何か。従来からの地方自治体の財政制度（予算・決算制度等）と何が違うのか。	地方公会計は地方自治体の従来からの財政制度を補完する役割が期待されている会計制度です。地方自治体の財政制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置き、予算の適正な執行を図る趣旨から、客観性や透明性に優れた（つまり誰が見ても分かりやすい）単式簿記による現金主義会計を採用しています。一方、従来からの財政制度だけでは資産等のストック情報や減価償却費等のコスト情報が見えづらいことから、複式簿記と発生主義の考え方を導入してこれらの情報を「見える化」し、住民に対してより一層の説明責任を果たすとともに、財政運営の効率化を推進しようとするものです。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」3頁、7頁
2	会計における発生主義とはどのような考え方なのか。	発生主義とは、経済事象の「発生」に着目して費用を認識する考え方です。従来からの財政制度は現金主義が採用されてきましたが、現金主義の考え方によれば、費用は現金を支出した時点で認識されます。これに対し、発生主義の考え方によると、費用は現金支出時ではなく、経済事象の「発生」の事実があった時点で認識されます。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」8頁 ・デロイトトーマツ「発生主義と複式簿記」 （ https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/audit-public-local2.html ） 【閲覧日：R6.12.19】
3	発生主義会計においては、「費用」をどのようなものとして捉えるのか。	資産の価値が減少したり、負債が増加する際に「費用」を認識します。例えば、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産を使用して行政サービスを提供するような場合で、時の経過とともに当該資産の価値が減少すると「費用」を認識します。また、退職手当引当金や賞与等引当金といった将来の支出を伴う負債が増加する際も、「費用」を認識します。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」13頁
4	発生主義会計において認識される「非現金支出費用」とは何か。	その名のとおり、現金の支払いとは切り離して認識される費用のことです。固定資産の減価償却費が代表例です。 （例）×1年度末に現金600で建物を取得し、×2年度～×4年度に使用する場合の×1年度及び×2年度の仕訳 【×1年度】 （借方）建物600 （貸方）現金600 【×2年度】※減価償却は取得の翌年度から定額法かつ直接法により行う。 （借方）減価償却費200 （貸方）建物200 上記の例の場合、×1年度に現金600を支出していますが、その際には資産（建物）が計上されて費用が認識されず、現金を支出していない×2年度に減価償却費として費用200が認識されます。	

5	複式簿記・発生主義会計において、資産（建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産）を取得する際、なぜ「費用」が計上されないのか。	簡潔に言えば「資産価値の減少が生じていないから」です（No. 3 参照）。ここではNo. 4 であげた事例で具体的に示します。 × 1 年度末に現金600で建物を取得した場合の仕訳は次のように示されます（再掲）。 （借方）建物600 （貸方）現金600 この仕訳は、現金という「資産」600を支払い、それを対価として600の価値の建物という「資産」を取得したことを意味しています。つまり、この取引を行った瞬間を見れば、資産のうち600の価値の分だけ「現金→建物」と保有する資産の種類が変わっただけで、資産の総額には何も変化が生じません。よって資産価値が減少していない以上、「費用」は計上されません。	
6	資産を取得する際に対価として現金を支払っているはずである。現金を支払っている、ということはその時点で「費用」が生じているのではないか。	現金主義会計（現行の財政制度）においては、資産取得のため現金を支出した時点で「費用」を認識しますが、発生主義会計においては現金支出額を資産として計上し、それが償却性資産であれば（※）、使用等により価値が減少することに伴い、「費用」を認識します。 ※資産が土地などの非償却性資産の場合、当該資産を使用する際に費用化されることは通常ありません。	
7	減価償却とは何か。	費用配分の原則に基づき、固定資産の価値を減少させることをいいます。価値の減少は、当該資産の取得価格を、その耐用年数にわたって計画的・規則的に費用化することにより行います（具体例としてはNo. 4 を参照）。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）」 8 頁、13頁、133頁
8	資産を取得する際に現金を支払い、そのうえ資産を減価償却すると、「費用」を二重に計上することにならないのか。	発生主義に基づけば、資産の取得と使用に関して「費用」の二重計上は起こりえません。 仮に「資産を取得するために現金を支払う時点で現金主義で費用を認識し、その上、使用に伴う資産価値の低下を発生主義の減価償却の考え方を適用して費用を認識する」という会計処理を行えば「費用」が二重計上されますが、地方公会計制度において、このような会計処理は認められません。地方公会計制度では、資産は原則として取得原価（取得時にいくら現金を支出したか）を計上することとされており、資産取得時に費用が計上されることはありません。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）」 136～138頁
9	建物等の資産を取得する際、財源確保の一環として、地方債の借入れを行うことがある。このような場合、地方債は特定財源として扱われ、一般財源の充当額は減少することになるが、この時、取得する資産の価格も減額されるのか。また、ひいては後に減価償却により発生する「費用」も減少するのか。	資産は原則として取得原価、すなわち、取得時にいくら支払いをしたかにより計上されます。例えば、現金600を対価に資産を取得したとき、仮に全額を一般財源で賄った場合でも、その支出の一部について地方債を借り入れて財源を確保した場合でも、支払額が600であるという事実が変わりはないので、資産計上額はどちらも600となります。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）」 136頁

10	建物等の資産を取得する際、地方交付税措置のある地方債の借入れや、国庫補助金の受け入れにより財源確保を行うことがある。このような場合、当該資産に紐づいて地方交付税や国庫補助金が受け入れられることとなるが、この時、取得する資産の額は減額されるのか。また、ひいては後に減価償却により発生する「費用」も減少するのか。	資産の取得原価についてはNo.9と同じ考え方になります。 企業会計においては国庫補助金を受け入れて固定資産を取得した際、当該国庫補助金相当額について資産計上額を減額する圧縮記帳が行われることがあります。が、地方公会計制度においては圧縮記帳は認められていません。なお、問のような交付税や国庫補助金の受け入れ額については、「行政コスト及び純資産変動計算書」において計上され、会計期間に生じた行政コストに対し、受益者負担以外の財源がどの程度確保されているかを分析することが可能です。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」321～322頁
11	建物等の有形固定資産について、改装や増築、大規模改修を施すことが一般的に行われる。この場合、当該資産の帳簿価格はどうなるのか。	有形固定資産に対して行った修繕等のうち、その修繕等が当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことが認められる場合、その修繕等のために支払われた金額は「資本的支出」とされ、当該資産の価値が増加します。すなわち、修繕等が「資本的支出」と判断される場合は「資産」が追加で計上され、そう判断されない場合（通常の維持管理を行った場合や、き損した固定資産を原状回復させた場合）は修繕費として「費用」が計上されます。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」132～133頁
12	築上町において、地方公会計制度の整備状況は。	地方公会計制度の導入に際し、国は平成18年に「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の二つの財務諸表の方式を提示しました。本町では、より緻密な資産計上を行うことができる「基準モデル」に従って平成19年度決算から平成27年度決算まで財務諸表を作成し、公表してきました。その後、国から新たに「統一的な基準」による財務諸表の作成及び公表が要請されたことから、本町では平成28年度決算以降、「統一的な基準」に従い、適切に財務諸表を作成・公表しています。	・築上町「令和4年度決算に基づく財務諸表【統一的な基準】」1頁
13	築上町において、地方公会計制度の活用状況は。	No.13に記載のとおり、本町では平成19年度決算以降、地方公会計制度に基づいて財務諸表を作成・公表し、本町の財政状況を広く住民の皆様に情報開示してきました。 上記のほかにも、「築上町行財政改革大綱」（令和6年4月策定）において地方公会計制度に基づいて整備した固定資産台帳情報を活用し、財政上の類似団体との間で資産の保有状況や経年劣化の状況をマクロ的な視点から比較分析を行いました。また、公共施設が提供する公共サービスについて、そのサービスの原価を算定することにより、使用料や手数料の抜本的な見直しを進めているところで	・築上町「築上町行財政改革大綱」8頁

14	地方公会計制度の活用を進めることにより、町政にどのような効果がもたらされ ると考えているか。	地方公会計制度の活用を進めることで、根拠に基づく政策立案（いわゆるEBPM）の推進が図れるのではないかと期待しています。 ここでは使用料等の見直しを例として示します。これまでは従来型の財政情報のみを頼りに使用料等の見直しを行おうとする場合、現行の本町の使用料等の水準が近傍と比較してどうか、などと脆弱な根拠に基づいて意思決定を行わざるを得ないことがありました。一方、地方公会計制度を活用することにより、施設の維持や運営に係るコストを非現金支出費用も含めたトータルコストとして算定することができるため、定量的な根拠に基づく意思決定が行いやすくなります。 また今後は、事業や施設別のセグメント情報を、令和6年度から開始した行政評価制度と連動させることで、より効率的・効果的な予算編成と、より透明性の高い財政運営を可能にしていきたいと考えています。	
15	今後、地方公会計制度は従来からの財政制度に取って代わるのか。	令和6年度時点において、地方公会計制度は従来からの予算・決算制度を補完するものとして位置付けられており、少なくとも当面の間は、引き続き従来からの予算・決算制度をベースとした財政運営が行われるものと考えています。	・総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」393頁、問2
16	地方公会計制度について、他自治体ではどのような活用例があるのか。	「公会計と施設マネジメントとの連携」事例（鹿児島県和泊町ほか）、「予算編成への活用」事例（愛媛県砥部町ほか）、「受益者負担の適正化」事例（新潟県聖籠町ほか）、「施設別／事業別セグメント分析」事例（神奈川県山北町ほか）など多くの活用例があります。詳しくは総務省HP（備考欄）をご覧ください。	総務省「地方公会計に関する取組事例集」（ https://www.soumu.go.jp/iken/kokai/kei/katsuyouzirei.html ） 【閲覧日：R6.12.23）